

宇佐市観光産業応援融資利子補給金交付要綱

令和2年4月30日

宇佐市告示第138号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で観光関連事業を営む者又は新規に営もうとする者の設備投資の促進及び経営の安定化を図るため、事業者が融資機関から借入れた事業性資金の利子の一部について、市が予算の範囲内で補給金を交付すること（以下「利子補給」という。）について、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光関連事業 次のいずれかに該当するもの

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業に係る施設又はスポーツ施設、浴場施設若しくは文化施設等の商行為を営み、市の観光振興に寄与する事業
イ 飲食店、販売店又は加工品製造業等の商行為を営み、市の観光振興に寄与する事業

ウ その他、市長が観光振興に寄与すると認める事業

(2) 融資機関 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項及び第4項の規定により市が指定した指定金融機関及び収納代理金融機関又はその他市長が適当と認める金融機関

(3) 事業性資金 事業運営に係る調査・研究資金、直接必要となる設備投資及び運転資金等

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は、市内で観光関連事業を営む者又は新規に営もうとする者とする。ただし、新規に営もうとする者である場合は、創業後5年以上事業継続の意志がある者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は利子補給の対象者から除く。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

(利子補給の対象融資)

第4条 利子補給の対象となる融資は、融資機関が実施する融資制度のうち、観光関連事業に係る事業性資金として借入れた融資で、融資期間が25年以内かつ融資の額が50万円以上であるものとする。

(補給金の額等)

第5条 補給金の額は、借入金に対し、毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った利子（遅延利息を除く。）の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 補給金の上限額は、1事業者につき年額10万円とする。

3 第1項の規定により得た額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給の期間は、最初の利子補給を受けた対象月から起算して36月以内とする。ただし、利子補給を受けている資金の借換えを行ったときは、最初の利子補給を受けた対象月から起算して36月以内とする。

(利子補給の申請)

第7条 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市観光産業応援融資利子補給金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、利子補給の対象となる利子の支払をした年（以下「利子補給対象年」という。）の翌年1月31日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 金銭消費貸借契約証書等借入を証する書類及び貸付金償還予定表
又は支払利息の内容が分かる書類

(2) 設備投資を証明する書類（設計書、図面、契約書、領収書等）

(3) 支払利子額が確認できる書類

(4) 市税の滞納のない証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 継続して申請する場合は、毎年利子補給対象年の翌年1月31日までに前項に規定する申請を行わなければならない。この場合において、前項第1号及び第2号の書類を省略することができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに利子補給を決定し、宇佐市観光産業応援融資利子補給金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知」という。）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補給金の請求）

第9条 交付決定通知を受けた者が、補給金を請求するときは、宇佐市観光産業応援融資利子補給金交付請求書（様式第3号）に交付決定通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、利子補給の最終年度の請求については、当該利子補給開始の月から36月が経過した後、速やかに請求するものとする。

（補給金の交付時期）

第10条 市長は、前条に規定する補給金の請求があったときは、その日の属する年度の末日までにこれを交付するものとする。

（補給金等の調査及び指示）

第11条 市長は、利子補給を受けた者又は融資機関に対し報告を求め、利子補給に係る事業等について、必要な調査及び指示をすることができる。

（利子補給の取消し等）

第12条 市長は、交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、

又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができ
る。

- (1) 提出した書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 借入金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、不正な行為があったと認められるとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年1月1日以後に支払った利子から適用する。なお、利子補給の対象融資は平成31年4月1日以降に借入れた融資とする。
- 2 この告示は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日から3年以内ごとに必要な見直しを行うものとする。